

えてよいかと思われる。「万曆会典」は暹羅国、滿刺加国の貢物として西洋布を記す。西洋布の材質に関しては諸説あつて特定しにくい。

1-39-02

朝鮮国王李禔より琉球国王あて、返礼の書簡と別幅

(一四三二、一二、□)

朝鮮国王李禔⁽¹⁾、琉球国王殿下に奉復す。

我国と貴邦と、世々信睦を敦くするも、海道遼遠なるに縁り、以て多年の疎曠を致す。今、王、先君の好を維がんことを思い、専使もて来聘し、仍お礼賂を恵み、更に示すに交通往來の義を以てす。寡人深く用て喜謝す。庶わくは此の心を堅くして以て終誉を永くせんことを。豈に美ならざらんや。不腆の土宜もて聊か微誠を表す。切に希わくは領納せんことを。冬寒ければ冀わくは時に順い保重せんことを。不宣。

宣徳六年(一四三二)十二月 日

朝鮮国王李禔

別幅

黒細麻布一十五匹

白細苧布一十五匹

満花席一十五張

虎皮五領
人參一百斤
松子二百斤

注*本文書は〔四〇一〇〕に対する返書で、咨文でなく書簡の体裁をとっている。また『李朝実録』世宗十三年(宣徳六)十二月丁酉(六日)の条に記載されている。

(1) 朝鮮国 李氏朝鮮(三九二—一九一〇年)。高麗朝の武將李成桂がクーデターで建国。都を漢城(ソウル)に置き、儒教を国教として官僚国家体制を整備し、明を宗主国とし、日本・琉球などと友好関係を維持した。その後、党争により国政が乱れる中、十六世紀末に豊臣秀吉の侵略を受けて国土が荒廃し、十七世紀には後金(清)の攻撃を受け、これに従属した。十九世紀には欧米列強や日本が進出し、のちには遂に日本が併合した。

『歴代宝案』中の朝鮮に関わる文書は十九通で、年代上二つに大別できる。一つは十五世紀の六通、一つは明末期の十三通である。明末期のものは両国の朝貢使節を介して北京で受け渡しされたが、届かなかつたと思われる文書も多い。なお、『歴代宝案』には収録されていない弘治十三年(一五〇〇)の、朝鮮国王李愷から琉球国王あて書簡(都城島津家所蔵)一通が現存する。糸数兼治「朝鮮国王李書翰について」(沖繩県教育委員会文化課紀要、六号、一九九〇年)にその写真と解説がある。

李朝は、中国の実録の制を採り入れ、太祖実録以下各王に

ついで実録を書き継いだ。これを総称して『李朝実録』とい
い、李朝の歴史の体系的根本史料となっている。『李朝実録』
中の琉球国関係史料については、『中国・朝鮮の史籍における
日本史料集成 李朝実録之部(一)―(十一)』国書刊行会 昭
和五一―平成七年、および和田久徳他「李朝実録の琉球国史
料(訳注)(一)―(十二)」『南島史学』三六―三九・四三―四
七・四九―五一号 平成二十十年を、『李朝実録』の刊本や『李
朝実録』を利用した研究については「李朝実録の琉球国史料
(訳注)(二)」の解題を参照のこと。なお朝鮮国に関連する
文書の訳注には朝鮮総督府『朝鮮語辞典』大正九年、復刻 国
書刊行会 昭和四十九年、を参照した。

- (2) 李禎 第四代国王、世宗。在位一四二八―一五〇年。
- (3) 奉復す ご返事申し上げます、の意。
- (4) 寡人 王侯の自称の謙辞。
- (5) 保重 自重。身を大切にす。
- (6) 満花席 花模様を織りこんだ敷物。
- (7) 人参 朝鮮人参。ウコギ科の多年草。薬用とする。
- (8) 松子 松の実。食用とする。

朝鮮国王李瑑より琉球国王あて、漂流人の送還に謝し、返礼
する書簡(二四六一、七、七)

朝鮮国王李瑑¹、琉球国王殿下に奉復す。

書²を承けて起居の佳勝なるを知り、仍お厚賜を奉じ欣感して交
拜す。弊邦と貴国と壤地相い³寛かなりと雖も、雅より隣並の義有
り。王乃ち遠く信使⁴を遣わし用て殷勤を致す。又、漂去せる人口
を刷還⁵し、流離を免れ室家相い保つを得しむ。王の賢に非ざれば、
交隣を慎重すること未だ是くの如くする能わざるなり。去る戊寅⁶
の年、吾羅沙也文還るの時、不腆の綿紬⁷二百一十四匹・綿布⁸一千三
十一匹もて付送して用て厚意に答う。今、弊産を將て謹んで回价⁹
に付し、少しく謝悰を布¹⁰ぶ。領納せらるれば幸¹¹なり。海波遼闊に
して耗を致¹²し艱なり。余、冀¹³わくは序に順い自¹⁴奮せんことを。
天順五年(一四六一)七月初七日

注(1) 李瑑 第七代国王、世祖。在位一四五五―一六八年。

(2) 書 琉球国王の書簡。『李朝実録』世祖七年(天順五)五月己
巳の条に収録されている。

(3) 信使 『李朝実録』世祖七年六月辛未・六月丁丑の条に僧徳
源とある。

(4) 刷還 他国に流浪した自国人を連れ帰ること。この漂流人に
ついては、前注(2)の『李朝実録』には「孔佳等二名」と
し、前注(3)の『李朝実録』六月丁丑の条には「羅州住の
船軍の梁成、錦山住の私奴高石寿」とある。

(5) 戊寅の年 天順二年(世祖四年、一四五八)。この年、琉球国
王の使者吾羅沙也文が漂流人を送還した(『李朝実録』世祖四
年二月乙卯の条)。